千葉県 ウエストナイル熱対応マニュアル

Ver.1.0

平成 17 年 3 月 23 日

千葉県健康福祉部

はじめに

ウエストナイル熱は、蚊媒介性ウイルスであるウエストナイルウイルスの感染によって起こる疾病です。

従来アフリカ、ヨーロッパ、西アジアで患者の発生がありましたが、アメリカ大陸での患者発生はありませんでした。1999年にニューヨーク市周辺で患者の発生がありその後、北米地域に感染が拡大し大きな注目を集めています。

日本では、まだウエストナイル熱の患者発生はありませんが、流行地からの 蚊の侵入の危険性は否定できません。

このような状況の中で、県では成田空港周辺地域での死亡カラス等のウエストナイルウイルス保有状況調査や県内の死亡カラス数のサーベイランス及び、蚊のウエストナイルウイルス保有状況調査を実施しウエストナイルウイルスの海外からの侵入をいち早く探知することに努めております。

本マニュアルは、ウエストナイル熱対策を適切に行う為に作成したものであり、ウエストナイル熱が発生した場合、本マニュアルに基づき適切な対応をお願いします。

ウエストナイル熱対応マニュアル

(ヒトへの感染対策用)

本マニュアルは、千葉県健康危機管理基本指針(以下「基本指針」という。)に基づき、ウエストナイル熱に係る健康危機管理を遂行する上で必要となる事項を 定めたマニュアルである。

1 目的

本マニュアルにより関係者全員が常に緊急事態への危機意識を共有し、事前対策を組織的に講ずること、ウエストナイル熱患者等の発生時には、迅速かつ的確に発生状兄の把握、感染経路の究明並びに拡大防止等を図ることを目的とする。

2 健康危機のレベル

基本指針において、健康危機事案の被害の程度に応じて段階的な対策を実施するため、「委員会及び対策本部開催の基本的判断基準」により3段階のレベルを設定している。

本マニュアルにおいても原則的にこれらのレベルを踏襲することとし、ウエストナイル熱の感染が疑われる患者等の情報を探知した時点で健康危機管理体制に移行する。

なお、患者等が海外で感染したことがあきらかな単発患者例では「レベル2」、国内感染事例では「レベル3」として対応するものとするが、レベルの決定は「基本指針」に定めるところにより行うこととする。

			目			次						
	はじめに	• • •	· • • • •							 •	•	1
	ウエストナ	イル熱対局	5マニュア ル	レ(ヒト	への感染	対策用	1)	• •	• •	 •	•	2
第1章	ウエストナイ	ル熱対策は	ニ関する基本	卜的事 項								
	ウエストナ	イル熱にて	いて	•						 •	•	5
	ウエストナ	イル熱対策	気に関する 基	基本方針	• •		• • •		• •	 •	•	5
	ウエストナ	イル熱に閉	関する感染症	を できる こうこう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	及び感染	症の患	者に対	する				
	医療に関す	る法律上の)取扱、措置	等			• •	• •	• •	 •	•	6
	1 類型	! (法第 (6条第5項)								
	2 医師	等の届出										
	(1)医	師の届出((法第 12 条	条第1項)							
	(2)勸	医師等の履	出(法第 ·	13条第	1 項・2	項)						
	3 感染	症の発生は	犬況、動向 及	び原因の	の調査 (法第 1	5条))				
	4 昆虫	の駆除(治	第 28 条))								
	5 物件	にかかる抗	置(法第2	29条)								
	6 質問	及び調査	(法第35	条)								
	7 留意	事項										
	ウエストナ	・イル熱に関	関する各対策	5担当部	署の役割	I				 •		1 0
	1 健康	福祉部										
	2 農林	水産部										
	ウイルスの	検査につい	17							 •		1 1
	1 検査	対象										
	2 検体	の採取										
	3 検体	の輸送及び	『保管									
		の実施										
	5 確認	検査										
	患者等の医	療について	5								•	1 3
	1 ヒト	の場合										
	2 動物	の場合										

第2章 ウエストナイル熱に関する対応

基	本的対	応(平常時)					• •	• •			•	•	• •	•	•		1 4
	1 5	フエストナイ	ル熱に関	関する情	報の	収集、	分析	斤・豊	整理、	提信	Ħ,	(健	康	増進	訓)		
	2 県	民等からの	相談対応	(健康	福祉t	ュンタ	'-(f	呆健月	折))									
	3 蚊	対策に関す	る知識の	普及 (建康福	富祉セ	ンタ	·—(f	呆健戶	F))								
	4 鳥	類や蚊のウ	イルス保	有状况	等の記	問査 (平常	時)										
	(1)	死亡カラス	等の情報	収集														
		(健康増)	生課、健	康福祉	センタ	ヲー(作	保健 戶	F)、	衛生	研究	所)							
	(2)	死亡カラス	等の異常	発生時	におり	けるウ	イル	ノス係	有調	查								
		(健康増)	生課、健	康福祉	センタ	7一(化	保健 戶	f)、	衛生	研究	所)							
	(3)	成田空港周	辺地域に	おける	死亡が	bラス	等の	ウイ	ルス	保有	調査	£						
		(健康増)	生課、健	康福祉	センタ	7 一(化	保健 戶	F)、	衛生	研究	所)							
	(4)	松戸 21 世紀	紀の森に	おける	死亡が	bラス	等の	ウイ	ルス	保有	調査	£						
		(松戸6	建康福祉	センタ・	-(保	建所)、	衛	生指	導課)	ı								
	(5)) 蚊のウイル	ノス保有	状況等の	調査	(衛生	研究	所、	家畜	保健	衛生	所))					
	(6)	蚊の生息調	査 (衛生	研究所)													
ヒトへ	の感染	事案の場合	目次	• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•		1 9
鳥類へ	の感染	事案の場合	目次	• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•		3 1
鳥類以	外の動	物への感染	事案の場	合 目	次	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•		4 1
蚊に感	染が確	認された場	合 目次	ζ	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	5 0
付	録	• • •	• • • •	• • •	• •	• • •	• •	• •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	•		5 6
		組織体制																
		ウエスト																
		健康危機	•															
		健康危機	•					票										
		ウエスト							_									
		ウエスト																
		サーベイ	ランスで	陽性発	見時に	こ関す	る対	応フ	<i>'</i> -	•								

第1章 ウエストナイル熱対策に関する基本的事項

ウエストナイル熱について

ウエストナイル熱は、蚊媒介性ウイルスであるウエストナイルウイルスの感染によって起こる疾病である。

インフルエンザ様の症状を起こす比較的軽症の病気で、感染した場合でも、 ほとんどの人(約80%)は、発症しない。

また、発熱、頭痛、筋肉痛などの症状を発症した人も、1 週間以内に回復する。

脳炎など重症化するのは、感染したヒトの約1%と言われている。

ウエストナイルウイルスは、自然界ではトリと蚊の間で感染を繰り返す感染サイクルで維持されている。ヒトや動物はウエストナイルウイルスに感染した蚊に刺されることにより感染する。

ヒトからヒトへの感染やヒトから蚊への感染はない。従って患者が発生した 場合でも、患者から感染が拡大することはない。

ウエストナイル熱対策に関する基本方針

ウエストナイル熱は のような特徴を有する感染症であることから、次の事項を基本として、感染予防と健康被害の拡大防止に取り組むものとする。

1 情報の収集と提供

平常時から、ウエストナイル熱に関する情報や蚊対策に関する情報の収集 及び提供に努める。

2 鳥類や蚊のモニタリング調査と迅速な拡大防止措置の実施 国内において患者等の発生が確認されていない状況においては、鳥類や蚊 のモニタリング調査を行い、海外からの侵入をいち早く探知し、迅速に感染 拡大防止措置を講じる。

3 国内での患者等の発生時の対応

・患者等との接触(診療含む)時は、標準予防策で対応する。

- ・ 無症状者のウイルス検査は実施しない。
 - ・患者の周辺における鳥類及び蚊のモニタリング調査を実施する。
 - ・法27条に基づく患者等がいる場所等の消毒は、不要である。
- ・ 法28条に基づく蚊の駆除は、蚊の撲滅でなく減数及び発生防止を目的とする。
- ・ 対策は、個人の実施する防虫対策と家庭における蚊の防除対策を中心 とする。
- 4 患者等の発生情報は、患者等の個人情報の保護に留意しながら、予防の為の情報を積極的に公表するとともに、県民からの相談に対応する。
- 5 本マニュアルは健康福祉部における対応について言及したものであるが、 事案の発生の前の段階から、広く関係機関、業界団体、住民組織等との連携を 深め、リスクコミュニケーションを基本に据えた情報の共有に基づく連携を図 っていく。

ウエストナイル熱に関する感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(以下「法」という)上の取扱、措置等

1 類型 (法第6条第5項)

ウエストナイル熱は四類感染症に分類され、感染した鳥類から蚊を媒介して感染するため、蚊の駆除などの措置が必要となる感染症である。 なお、経口感染・接触感染・飛沫感染・空気感染及びヒト 蚊 ヒトの経路でヒトからヒトへの感染はない。

- 2 医師等の届出
- (1)医師の届出(法第12条第1項)

ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)の届出基準に該当する ものを診断した医師は、直ちに最寄りの健康福祉センター(保健所)長に 届出を行う。

ア定義

フラビウイルス科に属するウエストナイルウイルスによる感染症で、 蚊によって媒介される。

イ 臨床的特長

2~14日の潜伏期の後に高熱で発症する。発熱は通常3~6日間持続する。同時に頭痛・背部の痛み、筋肉痛、食欲不振などの症状を有する。約半数で発しんが胸部、背、上肢に認められる。リンパ節腫脹も通常認められる。症状は通常1週間以内で回復するが、その後倦怠感が残ることも多い。特に高齢者においては、上記症状とともにさらに重篤な症状として、激しい頭痛、方向感覚の欠如、麻痺、意識障害、痙攣等の症状が出現し脳炎、髄膜脳炎を発症することがある。特に米国では重篤な例で筋力低下が約半数に認められている。

ウ 届出基準

診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、 以下のいずれかの方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたも の

- ・病原体の検出
 - 例 ウエストナイルウイルスの血液や脳脊髄液からの分離
- ・病原体の遺伝子の検出
 - 例 PCR法等によるウエストナイルウイルス遺伝子の血液や脳脊髄液中での検出
- ・抗体の検出
 - 例 ウエストナイルウイルス特異的 I gMの血液や脳脊髄液での検出 ウエストナイルウイルス特異的 IgGの検出とペア血清における4倍以 上の上昇
- (2) 獣医師等の届出(法第13条第1項・2項)

ウエストナイル熱の届出基準に該当する鳥類を診断した獣医師、若しくは鳥類の所有者は、直ちに最寄りの健康福祉センター(保健所)長に届出を行う。

ア 対象

鳥類

イ 定義

フラビウイルス科フラビウイルス属ウエストナイルウイルスの感染 に起因する疾患。

ウ 臨床症状

鳥類では、一般的には無症状の場合が多いが、沈鬱、食欲不振、衰弱、体重減少などの特異的でない症状が見られる場合もある。中には運動失調、振戦、転回、不全麻痺などの神経症状を呈するものもあり、カラス等のように感受性が高く死亡する種類もある。臨床症状を呈する期間は1~24日の幅があるが通常は1週間以内である。血液学的所見及び生化学的所見に特異的なものは認められていない。

工 届出基準

診断した獣医師の判断により、疫学的情報、症状・所見等から当該疾病が疑われ、かつ、以下のいずれかの方法によって病原体診断又は血清学的診断がなされたもの

- ・病原体の検出 総排泄腔、口腔拭い液、脳、腎臓、心臓、血液等からのウイルスの分離
- ・病原体の遺伝子の検出 総排泄腔、口腔拭い液、脳、腎臓、心臓、血液等からの RT-PCR 法 による遺伝子の検出
- ・病原体に対する抗体の検出 中和試験等による血清抗体の検出

備考

ウエストナイルウイルスには多くの哺乳類及び鳥類が感受性であるが、米国での発生ではカラスが最も高い感受性を示し、ウエストナイルウイルスにより死亡した可能性のある鳥の 1/3 から 1/4 を占める。カラスにおけるウエストナイルウイルス感染も疫学的には他の感染症と同様、流行は時間の経過にともなって、病気あるいは死亡数が徐々に増加し少なくとも数週間にわたって継続すると考えられる。米国におけるウエストナイル熱に係るカラスの死亡調査では、殆ど(約9割)は単独で発見されており、複数(2 から 100羽)で発見される場合でも平均は 2.8 羽である。一方、中毒等の場合は発生数が時間軸に対しシャープなピークを示し、自然発生の感染症とは異なるパターンを示す。

もし他の死亡原因が考えられず、疫学的見地から何らかの感染症の自然発生

が疑われるカラス等野鳥の死体発見が継続する傾向がある場合は検査することが望ましい。(平成16年8月19日付け、健感第0819601号)

3 感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(法第15条)

健康福祉センター(保健所)の職員がウエストナイル熱患者等(「動物を含む」以下同じ)の発生の状況、動向及び感染源等の調査を行う。

また、病原体の検査のため医療機関や動物病院(以下「医療機関等」という)または、動物(死体を含む)の所有者、管理者、その他の関係者から検体の提出を受け、衛生研究所や国立感染症研究所で検査を実施する。

4 昆虫の駆除(第28条)

ウエストナイルウイルスに感染した蚊もしくは感染した恐れがある蚊がいる場所を健康福祉センター(保健所)長が指定し、指定地の管理者・市町村職員・健康福祉センター(保健所)職員が駆除する。

なお、実施に当たっては、駆除の効果と駆除に使用する薬剤が、人体や環境に与える影響を考慮し、実施の範囲や方法を含む実施計画を県が作成する。

5 物件にかかる措置(法第29条)

ウエストナイルウイルスに感染した蚊の生息場所や産卵場所となる恐れのある物件の消毒、廃棄を当該物件の管理者・市町村職員・健康福祉センター(保健所)職員が行う。

6 質問及び調査(法35条)

健康福祉センター(保健所)職員がウエストナイル熱感染が確認された患者等の近隣の鳥類や蚊の生息場所等の調査を行う。

7 留意事項

4 類感染症発生時の措置として、感染症の病原体に汚染された場所の消毒 (法 27 条)が規定されているが、本疾患の特性上ウイルスの除去を目的とした消毒は必要ないことから、行わないこととする。

ウエストナイル熱に関する各対策担当部署の役割

1 健康福祉部

(1) 本庁担当課

- ア 健康増進課:感染症対策について、総合的取りまとめを行う。
- イ 健康福祉指導課:関係各課、他部局との調整、ワーキンググループ、委員会等の運営にあたる。
- ウ 衛生指導課: 蚊対策の作成及び指導・相談にあたる。
- エ 医療整備課:医療機関への情報提供を行う。
- オ 薬務課:蚊を防除するための薬剤等の需給調整、薬剤に関する情報提供を行う。

(2) 健康福祉センター(保健所)

- ・医療機関や県民等からの問い合わせに対応する。
- ・死亡カラス等に関する情報を健康増進課に報告する。
- ・患者等の疫学調査を行う。
- ・衛生研究所に検体を搬入する。
- ・管内市町村、住民団体等との連絡調整を行う。

(3) 衛生研究所

- ・検査、疫学調査等の指導を行う。
- ・蚊の生息調査を実施する。
- ・ウイルス分離及びウイルス遺伝子検出を行う。

2 農林水産部

- (1) 畜産課:家畜の感染症対策の総合的とりまとめを行う。
- (2)家畜保健衛生所:家畜の疫学調査を実施する。
 - ・医療機関や県民等からの問い合わせに対応する。
 - ・蚊の生息調査を実施する。

- ・患畜等の疫学調査を行う。
- ・動物衛生研究所または、日本中央競馬会競走馬総合研究所栃木支所 に検体を搬入する。
- ・管内関係団体等との連絡調整を行う。

組織体制図 別紙のとおり

ウイルスの検査について

ウエストナイルウイルスの病原体等の検査は、衛生研究所及び国立感染 症研究所で実施する。

なお、家畜の検査は、農林水産部で実施する。

1 検査対象

(1)ヒトの場合

国内において、患者等が発生していない状況でウエストナイルウイルス 検査を実施する患者は、以下のいずれにも該当する患者とする。

- ・ウエストナイル熱の流行地から帰国(入国)後2週間以内のもの
- ・脳炎症状(激しい頭痛、方向感覚の欠如、麻痺、意識障害、痙攣等)若しくは、風邪様症状(発熱、頭痛、背部の痛み、筋肉痛、食欲不振等)があるもの
- ・他の診断によって症状の説明ができないもの (別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」参照)

(2)鳥類・動物・カラスの場合

本マニュアル中のそれぞれの検査の実施の項における検査対象に同じ

2 検体の採取

1に該当する患者を診察した医師は、最寄りの健康福祉センター(保健所)健康生活支援課に患者情報を報告するとともに、ウエストナイル熱検査依頼票に必要事項を記入し、検体を添えて搬送を依頼する。

患者等から採取する検体は、次のものとする。

(1) ウイルス分離用及びウイルス遺伝子検出用検体

急性期血液(EDTA 採血:5 ml) 髄液、死亡例からの脳組織のいずれか

(2) 抗体測定用検体

ペア血清(5 m l)として、急性期血清(発症後5日以内)と回復期血清(発症後14日以上)

なお、ヒト以外の動物の検体は、届出基準で示された検体または、獣医師が、検査目的にかなう検体として採取したものとする。

3 検体の輸送及び保管

医療機関より 2 に関する依頼を受けた健康福祉センター(保健所)は、衛生研究所ウイルス研究室に検査依頼を行うとともに、医療機関に赴き検体とウエストナイルウイルス検査依頼票を受領し、衛生研究所ウイルス研究室に搬入する。

(1)輸送容器

採血した検体を一次容器(試験管や採血容器をプラスチックフィルムで包み、更にプラスチックの袋に入れたもの)に入れ、2 次容器(金属缶或いは、プラスチック缶に入れ一次容器が固定されるよう適当な保存法を行ったもの)に入れること。

(別紙検査材料の包装参照)

(2)保存及び輸送時の温度管理

検体採取後、24 時間以内に衛生研究所に輸送する場合は、冷蔵(4 以下)状態で保管する。

24 時間を超えて健康福祉センター(保健所)で保存する場合は、血清・ 髄液・脳組織は冷凍保存、EDTA 採血した血液は、凍結を避け冷蔵保管 する。

輸送時の温度は、検体の保存条件と同じとする。

なお、ヒト以外の動物から採取した検体は、上記包装方法及び輸送方法に準じ輸送するものとする。

4 検査の実施

・検査は、衛生研究所ウイルス研究室で実施する。 検体を受領した衛生研究所は、直ちに検査を実施する。

5 確認検査

PCR検査で陽性となった場合には、遺伝子解析を行う。解析の結果ウエストナイルウイルスと遺伝子塩基配列が一致した場合は、健康増進課と協議の上、必要に応じ国立感染症研究所に確認検査の実施を依頼する。

衛生研究所は、国立感染症研究所に確認検査の実施を依頼する場合は、別紙「ウエストナイルウイルス検査依頼票」に必要事項を記入し、検体とともに国立感染症研究所に送付する。

送付時の容器及び保管温度は、3に準じる。

なお、国内初のウエストナイル熱患者等の発生が疑われる場合は、状況 に応じ衛生研究所と国立感染症研究所の検査を並行して実施する。

衛生研究所は、PCR検査で陽性となった場合は、病原体の確認検査や 抗体検査を実施し感染の確認検査を実施する。

患者等の医療について

1 ヒトの場合

ウエストナイル熱の治療方法は確立されていないので、対症療法の みである。

医療機関において、患者の診療時は標準予防策を行い、入院に際しては、隔離の必要はない。

2 動物の場合

ヒトの場合と同様であるが、鳥類の場合は、トリと蚊の間で感染を繰り返す感染サイクルを防止するため、ウイルスを保有していないことが確認されるまでは、蚊の侵入を防止できる部屋で治療(入院)を行う。

第2章 ウエストナイル熱に関する対応 ()内は主たる担当部署

基本的対応(平常時)

1 ウエストナイル熱に関する情報の収集、分析・整理、提供(健康増進課)

県民のウエストナイル熱に対する不安や疑問に適切に対応するためには、常に最新情報の収集に努め、収集された情報を整理・分析すると共に、積極的に提供する。

(1) 一般県民向け、医療機関向け、健康福祉センター(保健所)向け情報

情報収集業務

次の情報を収集する。

- ア 厚生労働省からの通知及びホームページ情報
- イ WHOの情報
- ウ CDCの情報
- エ その他の機関が発信している情報

情報の整理

収集した情報を整理し、県民向け、医療機関向け及び健康福祉センター (保健所)及び県関係機関に提供する情報として「ウエストナイル熱Q&A」、「千葉県ウエストナイル熱対応マニュアル」を作成し、随時更新する。

情報の提供

ア 「ウエストナイル熱Q&A」を県庁ホームページに掲載し、新しい情報に基づいて改訂する。

(県庁ホームページアドレス:http://www.pref.chiba.jp/)

- イ 健康福祉センター(保健所)及び各関係機関に「ウエストナイル熱Q &A」を配布し、県民からの問い合わせに対応する。
- ウ 感染症予防啓発リーフレット「あなたを、感染症から守るために」を

県の旅券事務所、県民センター等で配布する。

- エ 厚生労働省通知は、次のいずれかのルートにより配布を行う。
 - ・ 厚生労働省 健康増進課 千葉県医師会・千葉県民間病院協会 各医療機関(FAX送付)
 - ・ 厚生労働省 健康増進課 各健康福祉センター(保健所) 管内地 区医師会 各医療機関(FAX送付)
 - · 厚生労働省 健康増進課 病院局経営管理課 県立病院
 - · 厚生労働省 衛生指導課 千葉県獣医師会 各動物病院
- オ 「ウエストナイル熱Q&A」、「千葉県ウエストナイル熱対応マニュア ル」は次のいづれかのルートにより配布する。
 - ・ 健康増進課 千葉県医師会・千葉県民間病院協会 各医療機関 (FAX送付)
 - ・ 健康増進課 各健康福祉センター(保健所) 管内地区医師会 各 医療機関(FAX送付)
 - ・ 健康増進課 各健康福祉センター(保健所) 管内市町村
 - · 健康増進課 全医療機関
 - · 健康福祉指導課 病院局 県立病院
 - ・ 健康福祉指導課 部内、庁内の関係各課、関係機関等
 - · 衛生指導課 千葉県獣医師会 各動物病院
- カ 県民用及び医療機関等用に作成した情報、健康福祉センター(保健所) 及び県関係機関への情報を FAX 又は直接配布により速やかに提供 する。
- キ 健康福祉センター(保健所)は、医療機関等からの問い合わせに対応する。
- ク 上記の他、必要に応じ講習会等を開催し、情報提供を行う。
- 2 県民等からの相談対応 (健康福祉センター(**保健所**))

健康福祉センター(保健所)は、県民、医療機関等からの相談に対し「ウエストナイル熱 Q&A」及び別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」を参考に対応する。

3 蚊対策に関する知識の普及(健康福祉センター(**保健所**))

ウエストナイルウイルスに限らず、蚊は多くの感染症を媒介するので、日頃から蚊対策を講じておくことが望まれるので、健康増進課・各健康福祉センター(保健所)は、広報紙やホームページを活用し、県民に対し日頃から以下の蚊対策に関する知識の普及に努める。

(1)防虫対策

野外での蚊対策(防虫スプレー、服装等) 屋内での蚊対策(網戸の設置、隙間の封鎖等)

(2)幼虫対策

水溜りとなる物の撤去(空き缶等の廃棄物の撤去) 幼虫対策用薬剤の使用方法

(3)成虫対策

駆除剤の使用方法等

なお、(2)(3)の具体的な対策は、「ウエストナイル熱媒介蚊対策に関するガイドライン」(平成15年4月1日国立感染症研究所 発行)を参考にする。

4 鳥類や蚊のウイルス保有状況等の調査(平常時)

(1) 死亡カラス等の情報収集

(健康増進課、健康福祉センター、衛生研究所)

健康福祉センター(保健所)は、住民、市町村及び警察等から死亡カラス等に関する情報を受理した場合は、「死亡カラス等情報連絡票(様式1)」に必要事項を記入し速やかに健康増進課疾病対策室に報告(FAX)する。 (平成14年12月20日付け健増第802号通知により実施)

(2) 死亡カラス等の異常発生時におけるウイルス保有調査 (健康増進課、健康福祉センター(**保健所**)、衛生研究所) 健康増進課は健康福祉センター(保健所)からの報告で、地域における 死亡数等に通常と異なる増加傾向がみとめられ、かつ疫学的にウエストナ イル熱の発生が疑われる場合健康増進課は、健康福祉センター(保健所)に 死亡カラス等を回収し衛生研究所でウエストナイルウイルスの保有状況 検査を実施するよう指示する。

健康増進課より指示をうけた健康福祉センター(保健所)は、新鮮な検体の採取を行い、「死亡カラス等情報連絡票(様式1)」に必要事項を記入し速やかに健康増進課疾病対策室に報告(FAX)するとともに、検体を4 の冷蔵状態で衛生研究所に搬入する。

なお、採取時間や休日等の理由により健康福祉センター(保健所)で一時保管を行う場合は、マイナス 20 度以下で保存する。

健康福祉センター(保健所)から検体を受領した衛生研究所ウイルス研究室は、ウイルス分離及びウイルス遺伝子検査を行う。

衛生研究所で行った検査で陽性となった場合、衛生研究所は、国立感染症研究所に連絡し確認検査を依頼するとともに、健康増進課に連絡する。

連絡を受けた健康増進課は、厚生労働省健康局結核感染症課に報告するとともに、対応について協議する。

国立感染症研究所の検査で陽性となった場合は、「第2章 2:ウエストナイル熱の感染した鳥類が確認された場合の対応」を行う。

(3)成田空港周辺地域における死亡カラス等のウイルス保有調査 (健康増進課、健康福祉センター(**保健所**)、衛生研究所)

成田空港周辺地域(成田市、富里市、大栄町、多古町、芝山町)で、死亡カラス等の情報を受理した健康福祉センター(保健所)は、死体の採取を行い死亡カラス等情報連絡票(様式1)に必要事項を記入し速やかに健康増進課疾病対策室に報告(FAX)する。

(以下 第2章 4-(2)死亡カラス等の異常発生時におけるウイル ス保有調査に同じ) (4)松戸21世紀の森における死亡カラス等のウイルス保有調査 (松戸健康福祉センター、衛生指導課)

千葉県では、平成 14 年 12 月より国のモニタリング調査の対象施設として、松戸市 21 世紀の森における死亡カラス等のモニタリング調査を実施している。

21 世紀の森の管理者より死亡カラス等の情報を受理した松戸健康福祉センター(保健所)は、衛生指導課に報告する。

松戸健康福祉センター(保健所)より報告を受けた衛生指導課は、厚生 労働省健康局結核感染症課に報告する。

また、異常発生時の措置については、(2)に準じる。

(5)蚊のウイルス保有状況等の調査

(衛生研究所、家畜保健衛生所)

ア 衛生研究所医動物研究室は、蚊の生息調査で採取した蚊の種別分類等を行った後に、ウイルス研究室にウエストナイルウイルス保有状況検査を依頼する。

ウイルス研究室は、ウイルス分離及びウイルス遺伝子の検査を行う。 衛生研究所で行った検査で陽性となった場合の対応については(2) と同様とする。

イ 家畜保健衛生所は、蚊の生息調査で採取した蚊を、動物衛生研究所に 送付し、ウエストナイルウイルス保有状況検査を依頼する。

動物衛生研究所の検査で陽性となった場合は、「第2章 1:蚊に感染が確認された場合」の対応を行うこと。

なお、農林水産部は、畜産課のマニュアルにより対応するものとする。

(6)蚊の生息調査(衛生研究所)

衛生研究所医動物研究室は、県内における蚊の生息調査を実施する。 毎年蚊の発生時に県内(5か所程度:成田市他)の蚊の採取を行い採取 した蚊の種別分類等の調査を実施する。

調査項目

- ア 水域における幼虫の種類と発生状況
- イ 水域以外における成虫の種類と発生状況

ヒトへの感染事案の場合 次 目 1 ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生したときの対応 (1)健康福祉センター(保健所)の対応 ・・・・・・・・・・・・ 21 ア 住民からの相談等 イ 医療機関から感染が疑われる患者の情報提供をうけた場合 ウ 検査の実施 エ 家族等の健康状態の確認 オ 急性脳症患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集 (2)健康増進課の対応 2 3 ア 健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び患者情報の内容確認 イ 健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達 ウ 衛生研究所と検査の調整 エ 県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認 オ 県内死亡カラスの発生動向の確認 カ 部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無の確認 キ 厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応について協議 (3)健康福祉指導課健康危機対策室の対応・・・・・・・・・・・・・・・24 ア 第一報の受理と健康危機対策監への報告 イ ワーキンググループの開催 ウ 関係部局へ情報提供 (4) 衛生研究所の対応 2 4 2 ウエストナイル熱の感染が確認された場合の対応

2 4

	ア 帰国 (入国) 者にウエストナイル熱の感染が確認された場合 ・・・・	2 5
	イ 渡航歴のない者にウエストナイル熱の感染が確認された場合 ・・・・	2 6
	(7) 疫学調査の実施	
	(イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化	
	(ウ) 患者等の発生地域周辺における死亡カラス等のウイルス保有調査	
	(エ) 患者等近隣地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策	
	(オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化	
3	ウエストナイル熱発生時の情報の公表 (健康増進課) ・・・・・・・・・・・・	2 8
	(1)公表の時期	
	ア 海外輸入例等国内に感染源がない場合	
	イ 国内発生等国内に感染源がある場合	
	(2)公表の内容	
	ア 海外輸入例の場合	
	イ 国内発生例の場合	
4	関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
5	県民等からの相談受付体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
	(1)健康福祉センター(保健所)の体制	
	(2)県の体制	
	ア 医療機関用問い合わせ専用電話の設置	
	イー国民からの相談専田電話の設置	

(2)積極的疫学調査の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所)

ヒトへの感染事案の場合

- 1 ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生したときの対応
- (1) 健康福祉センター(保健所)の対応

ア 住民からの相談等

一般的な相談

健康福祉センター(保健所)は別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」により対応し、対応にあたっては「ウエストナイル熱 Q&A」を用いる。

感染が疑われる例

聞き取り調査の結果、ウエストナイル熱感染が疑われ、医療機関 受診を勧めた場合は、患者に受診時にウエストナイル熱感染が疑わ れるため健康福祉センター(保健所)から受診を勧められたことを医 師に伝えるよう指導するとともに、健康増進課に感染が疑われる相 談者があったことを報告する。

イ 医療機関から感染が疑われる患者の情報提供を受けた場合

患者を診察した医師よりウエストナイル熱感染が疑われることの報告を受けた健康福祉センター(保健所)は、別紙「健康危機(ウエストナイル熱)患者速報」を作成し、速やかに健康増進課に報告する。

患者の検査については次のとおり対応する。

ウ 検査の実施

ウエストナイルウイルスの病原体等の検査は、衛生研究所及び国立 感染症研究所で実施する。

なお、家畜の検査は、農林水産部で実施する。

検査対象

国内において、患者等が発生していない状況でウエストナイルウイルス検査を実施する患者は、以下のいずれにも該当する患者とする。

- ・ウエストナイル熱の流行地から帰国(入国)後2週間以内のもの
- ・脳炎症状(激しい頭痛、方向感覚の欠如、麻痺、意識障害、痙攣等)

若しくは、風邪様症状(発熱、頭痛、背部の痛み、筋肉痛、食欲 不振等)があるもの

・他の診断によって症状の説明ができないもの (別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」参照)

検査依頼

に該当する患者を診察した医師は、最寄りの健康福祉センター(保健所)健康生活支援課に患者情報を報告するとともに、ウエストナイル熱検査依頼票に必要事項を記入し検体を添えて検査を依頼する。

検体の採取

患者から採取する検体は、次のものとする。

- ・ウイルス分離用及びウイルス遺伝子検出用検体 急性期血液(EDTA採血:5ml) 髄液、死亡例からの脳組織 のいずれか
- ・抗体測定用検体 ペア血清(5ml)として、急性期血清(発症後5日以内)と回復 期血清(発症後14日以上)

検体の輸送

医療機関より に関する依頼を受けた健康福祉センター(保健所)は、衛生研究所ウイルス研究室に検査依頼を行うとともに、医療機関に赴き検体とウエストナイルウイルス検査依頼票を受領し、衛生研究所ウイルス研究室に搬入する。

輸送容器

採血した検体を一次容器(試験管や採血容器をプラスチックフィルムで包み、更にプラスチックの袋に入れたもの)に入れ、2次容器(金属缶或いは、プラスチック缶に入れ一次容器が固定されるよう適当な保存法を行ったもの)に入れること。

(別紙検査材料の包装参照)

保存及び輸送時の温度管理

検体採取後、24 時間以内に衛生研究所に輸送する場合は、冷蔵(4 以下)状態で保管する。

24 時間を超えて健康福祉センター(保健所)で保存する場合は、血清・ 髄液・脳組織は冷凍保存、EDTA 採血した血液は、凍結を避け冷蔵保管 する。

輸送時の温度は、検体の保存条件と同じとする。

エ 家族等の健康状態の確認

健康福祉センター(保健所)は別紙調査票2-1から2-5-1の内容についての調査を実施し、その結果を健康増進課へ報告する。

オ 急性脳炎患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集

急性脳炎患者の発生状況調査

届出患者数を確認するとともに、疑い患者の周辺の主要病院に連絡し 脳炎患者の有無を調査し、健康増進課へ報告する。

原因不明の脳炎患者がいれば、主治医と協議し、ウエストナイルウイルスの検査検体採取を勧奨する。

死亡カラス等の発生状況調査

周辺地域でのカラス等の死亡発生状況について、市町村に確認し、健 康増進課へ報告する。

死亡カラス、死亡野鳥等の情報があれば、回収し、検査を実施する。

(2)健康増進課の対応

- ア 健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び患者情報の内容確認 健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から感染が疑われる患者の 第一報を受けた事案について、発症状況等について報告内容の確認を 行う。
- イ 健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から、感染が疑われる患者

についての情報を入手し、内容の確認をした場合は直ちに健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達する。

ウ 衛生研究所と検査の調整

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)からの患者検体の検査要請を受けた場合は、その内容を確認し、衛生研究所と検査の実施に係る内容を調整し、その結果を当該健康福祉センター(保健所)に報告する。

- エ 感染症発生動向調査における脳炎患者の発生状況の確認
- オ 県内死亡カラスの発生動向の確認
- カ 部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認
- キ 厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し、対応について協議

(3)健康福祉指導課健康危機対策室の対応

ア 第一報の受理と健康危機対策監への報告 健康福祉指導課健康危機対策室は、健康増進課からの第一報の内容を、 健康危機対策監に報告する。

イ ワーキンググループの開催 検査結果が陽性になった場合の対応策を検討する。

ウ 関係部局へ情報提供 事案発生の経過と、検査結果が陽性になった場合の対応策について、 関係部署へ情報提供を行う。

(4)衛生研究所の対応

「第1章- ウイルスの検査」の対応を行う。

- 2 ウエストナイル熱の感染が確認された場合の対応
- (1)医師への届出提出依頼(健康福祉センター(保健所))

衛生研究所等の検査により、ウエストナイルウイルスや抗体を検出した場合健康福祉センター(保健所)は、検査結果を医療機関に報告するとともに、法第12条第1項の届出の提出を依頼する。

医療機関より同条の届出を受理した健康福祉センター(保健所)は、直ちに健康増進課へ届出書をFAXするとともに、電話で報告する。

健康福祉センター(保健所)から報告を受けた健康増進課は、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課に報告し、その後の対応については、国と連携を取り対応する。

(2)積極的疫学調査等の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所)

ア 帰国者(入国者)にウエストナイル熱の感染が確認された場合

直ちに感染症法第 15 条に基づく疫学調査を実施する。

調査査対象

患者及び同行者

調查内容

別紙健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票により調査を実施する。

調査に基づく措置

患者に対し医療機関において、治療を行う。

特に法に基づく措置(消毒・駆除・物件の廃棄等)は必要としない。

また、疫学調査により同行者がいた場合は、同行者についても、疫 学調査を実施し、同行者が発症していた場合は、医療機関での受診を 勧める。(四類感染症は、法 17 条の健康診断の勧告対象にはならない ので、注意すること)

なお、同行者が流行地において蚊に刺されていても、発症していなければ受診の必要はないが、帰国後 2 週間以内に発症した場合は、受診するよう勧める

調査時の消毒及び防護服等

特に、消毒及び防護服は必要としない。

イ 渡航歴のない者にウエストナイル熱の感染が確認された場合

(ア) 疫学調査の実施

直ちに感染症法第15条、第35条に基づく疫学調査を実施する。

なお、周辺住民への調査に先立ち、ウエストナイル熱の説明・患者等の発生の概要・健康調査の内容、及び、蚊の防虫対策・駆除に関する説明会を実施する。

調査対象

患者家族及び周辺住民

調査内容

別紙「健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票」により調査を実施する。

調査に基づく措置

疫学調査により、発症していた場合は、医療機関での受診を勧める。 (四類感染症は、法 17 条の健康診断の勧告対象にはならないので、注意すること)

なお、家族等が蚊に刺されていても、発症していなければ受診の必要はない。

調査時の消毒及び防護服等

特に、消毒及び防護服は必要としない。

(イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化

県内で患者等が発生した場合、衛生研究所は現在実施しているモニタリングに加え、患者等の発生地域周辺(概ね周囲 300 メートル)で、蚊を捕獲しウイルス保有調査を実施する。

(ウ) 患者等の発生地域周辺における死亡カラス等のウイルス保有調査

患者等発生地域周辺(概ね周囲 10 キロ)での、死亡カラスの情報を受理した健康福祉センター(保健所)は、死体を採取し4 の冷蔵状態で衛生研究所に搬入する。

なお、採取時間により健康福祉センター(保健所)で一時保管を行う場合は、マイナス 20 度以下で保存する。

健康福祉センター(保健所)から検体を受けた衛生研究所は、ウイルス分離及びウイルス遺伝子検出を行う。

患者等発生地域周辺における野鳥(カラスを除く)のウイルス保有調査 患者等の発生地域周辺(概ね周囲 10 キロ)で、死亡野鳥等の情報を受 理した健康福祉センター(保健所)は、カラスに準じてウイルス保有調査 を実施する。

(I) 患者等近隣での蚊の駆除及び蚊の発生源対策

県の行う駆除及び蚊の発生源対策

県は、患者等の発生状況や鳥類及び蚊のウイルス保有状況のモニタリン グ調査結果から蚊の駆除等が必要な地域を定めるとともに、蚊の駆除及び 蚊の発生源対策に関する実施計画を作成する。

県は、実施計画に従い地域内の施設等を管理する者や市町村に感染症法 第28条、29条に基づき駆除及び物件にかかる措置を命じ(指示す)る。

なお、駆除等の計画を作成する場合は、駆除に使用する薬剤が自然環境 や人体に与える影響を適切に判断するため、医療関係者や蚊の防除の専門 家等の意見を参考とする。

また、駆除の実施は、総合的なリスク評価を実施し駆除が与える効果が、被害を上回ると推測された場合とする。

施設等の管理者が行う駆除及び蚊の発生源対策

感染症法第 28 条に基づき県が指定した地域内に存在する施設等を管理する者は、県の命令(指示)により施設等の蚊の駆除及び蚊の発生源の消毒・廃棄等を実施する。

市町村が行う駆除及び蚊の発生源対策

感染症法第 28 条に基づき県が指定した地域内に存在する施設等を、県の指示により市町村担当者が、蚊の駆除及び、蚊の発生源の消毒・廃棄等を実施する。

防護服等

防除作業を行う場合の防護服

- ・長袖、長ズボン、長靴
- ・サージカルマスク(狭い場所で散布する場合は、防毒マスクを使用)
- ・ゴーケル
- ・アウター手袋
- (オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化

県は、医療機関等に対し患者等の発生に関する情報を提供するとともに、 ウエストナイル熱を疑う患者等を診察した場合は、健康福祉センター(保健所) に情報提供を行うよう依頼する。

3 ウエストナイル熱発生時の情報の公表(健康増進課)

(1)公表の時期

- ア 国内において感染源が確認されていない場合(以下「海外輸入例」という。):確認検査で陽性と確定した時
- イ 国内において既に感染源が確認されている場合(以下「国内発生例」という。): PCR 法及び遺伝子配列解析検査で陽性と判定した時

(2)公表の内容

ア 海外輸入例の場合

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)が、法に基づき収集したウエストナイル熱に関する情報について分析を行い、感染症法第 16 条に基づき、感染症の予防のための情報を積極的に公表する。

また、その公表に当っては、個人情報の保護に十分に留意するものとする。

イ 国内発生例の場合

積極的疫学調査により収集した情報

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)が法に基づき収集したウエストナイル熱に関する情報について分析を行い、感染症法第 16 条に基づき、感染症の予防のための情報を積極的に公表する。

また、その公表に当っては、個人情報の保護に十分に留意するものとする。

環境調査等の情報

患者等の発生地域での蚊や鳥類のウエストナイルウイルス保有状況 調査等を公表する。

なお、公表に当っては、関係する自治体等と十分に連携・調整し、地域の住民等に十分な説明を行い、公表についての理解や協力に努める。

予想される風評被害などの社会的・経済的影響を最少限とするため、 健康調査や消毒等により、発生地域の安全が確認された場合には、速や かに、安全・安心情報について公表する。

4 関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)

事案発生の経過と、今後の対応について、関係部署へ情報提供を行う。

- 5 県民等からの相談受付体制の強化
 - (1) 健康福祉センター(保健所)の体制 健康福祉センター(保健所)は、相談業務を、24時間受付する。
 - (2) 県の体制
 - ア 医療機関用問い合わせ電話の設置 健康増進課内に医療機関等からの相談に対し、専門家(医師)が対応す る専用電話を設置する。
 - イ 県民からの相談電話の設置 県庁内に県民からの相談専用電話を設置し対応する。
 - 3 台まで

部内に専用電話を設置し健康増進課・健康福祉指導課、衛生指導課職員が対応にあたる。

4 台以上

管財課に中庁舎 10 階の大会議室に専用電話の設置を依頼する。

相談の対応は、健康増進課・健康福祉指導課・医療整備課・薬務課・ 衛生指導課の職員(嘱託含む)があたる。なお、必要に応じ健康福祉 部長が、応援を必要と判断した場合には、健康福祉センター(保健所) に職員の派遣を依頼する。

鳥類への感染事案の場合

目

次

1	ウ	エストナイル熱の感染が疑われる鳥類が発生したときの対応
(1) 倜	健康福祉センター(保健所)の対応 ・・・・・・・・・・・ 33
	ア	住民からの相談等
	1	獣医師、鳥類飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、県民センター(事務所)等の関係機関
		から感染が疑われる鳥類の情報提供をうけた場合
	ウ	検査の実施
	I	所有者、管理者及び関係者の健康状態の確認
	オ	急性脳症患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集
(2)	■康増進課の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
	ア	動物検疫所、畜産課、自然保護課、他自治体等から感染が疑われる鳥類の
		情報提供を受けた場合
	1	健康福祉センター(保健所)からの報告の受理
	ウ	健康福祉指導課健康危機対策室への情報伝達
	I	衛生研究所と検査の調整
	オ	県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認
	カ	県内死亡カラスの発生動向の確認
	+	部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認
	ク	厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応について協議
(3)	衛生指導課の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
(4)	健康福祉指導課健康危機対策室の対応 ・・・・・・・・・・ 3 6
	ア	第一報の受理と健康危機対策監への報告
	1	ワーキンググループの開催
	ウ	関係部局へ情報提供

	2 ウエストナイル熱に感染した鳥類が確認された場合の対応	
	(1)獣医師への届出提出依頼(健康福祉センター(保健所)) ・・・・・・・・・	3 6
	(2)積極的疫学調査の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所) ・・・・・	3 7
	ア 帰国(輸入)した鳥類にウエストナイル熱の感染が確認された場合	
	イ 国内で鳥類のウエストナイル熱の感染が確認された場合	
	(ア)疫学調査の実施	
	(イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化	
	(ウ) 周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査	
	(I) 飼育場所周辺地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策	
	(オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化	
3	ウエストナイル熱発生時の情報の公表(健康増進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
	(1)公表の時期	
	(2)公表の内容	
	ア 海外輸入例の場合	
	イ 国内発生例の場合	
4	関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
5	県民からの相談受付体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
	(1)健康福祉センター(保健所)の体制	
	(2)県の体制	
	ア 医療機関用問い合わせ専用電話の設置	
	イ 県民からの相談専用電話の設置	

鳥類への感染事案の場合

- 1 ウエストナイル熱の感染が疑われる鳥類が発生したときの対応
- (1) 健康福祉センター(保健所)の対応

ア 住民からの相談等

一般的な相談

健康福祉センター(保健所)は別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」により対応し、対応にあたっては「ウエストナイル熱 Q&A」を用いる。

感染が疑われる事例の相談

住民、市町村及び警察等から、鳥類に関する情報を受理し、聞き取り調査の結果、ウエストナイルウイルス感染が疑われ、獣医師への受診を勧めた場合は、受診時にウエストナイルウイルスの感染が疑われるため健康福祉センター(保健所)から受診を勧められたことを獣医師に伝えるよう相談者に指導するとともに、健康増進課に感染が疑われる鳥類の相談があったことを報告する。

イ 獣医師、鳥類飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、県民センター(事 務所)等の関係機関から感染が疑われるとの情報提供を受けた場合

動物の所有者、管理者等よりウエストナイルウイルス感染が疑われることの報告を受けた健康福祉センター(保健所)は、別紙「健康危機(ウエストナイル熱)患者速報」に聞き取り調査の結果を記入し、速やかに健康増進課に報告する。

当該鳥類の検査については次のとおり対応する。

ウ 検査の実施

鳥類のウエストナイルウイルスの病原体等の検査は、衛生研究所及び 国立感染症研究所で実施するが、家畜等の畜舎及びその周辺の鳥類の検 査は農林水産部で実施する。

検査対象

国内において、患者等が発生していない状況で鳥類のウエストナイルウイルス検査を実施する場合は、以下のいずれかに該当する場合とす

る。

- ・健康福祉センター(保健所)からの鳥類の死亡数等に係る報告に、通常と異なる増加傾向が認められること。
- ・疫学的にウエストナイル熱の発生が疑われること。
- ・他の診断によって、鳥の状態の説明ができないもの。
- (別紙ウエストナイル熱感染に関する対応フロー参照)

検体の採取

に該当する鳥類を観察又は診察した獣医師は、最寄の健康福祉センター(保健所)健康生活支援課に当該鳥類の情報を報告するとともに、ウエストナイル熱検査依頼票に必要事項を記入し検体を添えて搬送を依頼する。

検体の輸送

検査依頼機関より に関する依頼を受けた健康福祉センター(保健所)は、衛生研究所ウイルス研究室に検査依頼を行うとともに、健康 増進課疾病対策室に報告(FAX)する。

検体の搬入

健康福祉センター(保健所)は、当該機関に赴き検体とウエストナイルウイルス検査依頼票を受領し、検体を4 以下の冷蔵状態で衛生研究所ウイルス研究室に搬入する。

なお、採取時間や休日等の理由により健康福祉センター(保健所)で 一時保管を行う場合は、マイナス 20 度以下で保存する。

(平成 16年5月12日付け健増第152号参照)

エ 所有者、管理者及び関係者の健康状態の確認

健康福祉センター(保健所)は、鳥類の所有者、管理者等の健康状況を、 別紙調査票2-1から2-5-1の内容についての調査を実施し、その結 果を健康増進課へ報告する。

オ 急性脳炎患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集

《第2章 - 1 - (1) - オ に同じ》

(2)健康増進課の対応

ア 動物検疫所、畜産課、自然保護課、他自治体等から、感染が疑われる鳥

類の情報提供を受けた場合

健康増進課は、衛生指導課と連携し、当該事案発生地域を管轄する健康福祉センター(保健所)に通報し、1の(1)の「イ 鳥類飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、県民センター(事務所)等の関係機関から感染が疑われる患者の情報提供を受けた場合」と同様対応する。

イ 健康福祉センター(保健所)からの報告の受理

(ア) 報告内容の確認

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から、感染が疑われる鳥類についての情報を入手し、内容の確認をした場合は直ちに健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達する。

(イ) 異常発生時の対応

健康増進課は、健康福祉センターからの報告で、地域における死亡数等鳥類の動向に通常と異なる増加傾向が認められかつ疫学的にウエストナイル熱の発生が疑われる場合は、健康福祉センター(保健所)に鳥類を回収し、衛生研究所でウエストナイルウイルスの保有状況検査を実施するよう指示をする。

ウ 健康福祉指導課健康危機対策室への情報伝達

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から、感染が疑われる鳥類についての情報を入手し、内容の確認をした場合は直ちに健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達する。

エ 衛生研究所と検査の調整

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)からの検体の検査要請を受けた場合は、その内容を確認し、衛生研究所と検査の実施に係る内容を調整し、その結果を当該健康福祉センターに報告する。

- オ 感染症発生動向調査における脳炎患者の発生状況の確認
- カ 県内死亡カラスの発生状況の確認
- キ 部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認

ク 厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応について協議する。

(3)衛生指導課の対応

ペット業者、輸入業者、獣医師、動物病院・診療所等から、感染が疑がわれる鳥類の情報提供を受けた場合

衛生指導課は、健康増進課と連携し、当該事案を管轄する健康福祉センター(保健所)に通報し、1の(1)の「イ 鳥類飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、県民センター(事務所)等の関係機関から感染が疑われる患者の情報提供を受けた場合」と同様対応する。

(4)健康福祉指導課健康危機対策室の対応

- ア 第一報の受理と健康危機対策監への報告
- イ ワーキンググループの開催 《ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生した時の対応に同じ》
- ウ 関係部局へ情報提供 これまでの経過と、検査結果が陽性になった場合の対応について、関 係部局へ情報提供を行う。
- 2 ウエストナイル熱に感染した鳥類が確認された場合の対応
- (1)獣医師への届出提出依頼(健康福祉センター(保健所))
 - ア 衛生研究所等の検査により、ウエストナイルウイルスや抗体を検出し た場合

健康福祉センター(保健所)は、検査結果を当該検査依頼機関に報告するとともに、感染症法 13条第1項の届出の提出を依頼する。

当該検査依頼機関等より同条の届出を受理した健康福祉センター(保健所)は、直ちに健康増進課へ届出書をFAXするとともに、電話で報告する。

健康福祉センター(保健所)から報告を受けた健康増進課は、速やかに厚生労働省健康局結核感染症課に報告し、その後の対応については、

国と連携を取り対応する。

- イ 動物検疫所や動物衛生研究所等、衛生研究所以外の検査によりウエストナイルウイルスや抗体が検出された鳥類の情報を入手した場合健康増進課、衛生指導課または健康福祉センター(保健所)は、相互に連携を取りながら、感染鳥類を診察した獣医師に、感染症法第 13条第1項の届出の提出を依頼し、アと同様の対応をする。
- (2)積極的疫学調査等の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所)
 - ア 帰国(輸入)した鳥類にウエストナイル熱の感染が確認された場合 感染症法第 13条第 1 項の届出を受理した健康福祉センター(保健 所)は、直ちに感染症法第 15 条に基づく疫学調査を実施する。

調査対象

感染したトリ及び感染したトリとともに帰国(輸入)した動物

調查内容

- ・別紙「健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票」に準じ調査を実施する。
- ・輸送中の環境調査(ケージへの蚊の侵入の可否)
- ・帰国後の鳥類の飼育環境調査 (ケージへの蚊の侵入の可否)

調査に基づく措置

感染したトリに対し動物病院等において、治療等を行う。

- 1)海外からの輸送中に蚊の刺咬の恐れがあった場合 感染したトリとともに輸入された動物について、獣医師に依頼し健 康調査を実施する。
 - ・感染が疑われるトリについては、「第 2 章 1 」に準じ対応する。
 - ・発症し感染が疑われるトリ以外の動物については、「第 2 章 1」に準じ対応する。
 - ・発症していないトリ以外の動物は、2週間の健康調査を動物の管理者に依頼し、発症した場合は速やかに健康福祉センター(保健所)に情

報提供するよう依頼する。

2)輸入後の飼育環境調査で蚊の侵入がある場合

感染したトリの飼育場所の周囲 300m以内を対象として、以下の項目を実施する。

なお、周辺住民への調査に先立ち、ウエストナイル熱の説明・患者等の発生の概要・健康調査の内容、及び、蚊の防虫対策・駆除に関する説明会を実施する。

- ・ 法 15 条に基づく飼育者、近隣住民の健康調査
- ・ 法 28 条に基づく近隣での蚊の駆除
- ・ 法 29 条に基づく蚊の産卵場所の消毒等
- ・ 法 35 条に基づく近隣の蚊の発生源調査

3)輸入後の飼育環境調査で蚊の侵入がない場合

特に法に基づく措置は必要としない。

また、ともに帰国(輸入)した動物に疫学調査を実施し、発症していた場合は、管理者に治療を勧める。

調査時の消毒及び防護服等

特に、消毒は必要としないが、2)の調査や作業を行う場合は、肌が露出する部分をなるべく少なくする為、厚手の長袖長ズボン等を着用する。

また、露出してしまう部分には、忌避剤を噴霧し防虫対策を行うこと。

近隣 300mでの調査等で感染拡大が疑われる場合

県内で渡航歴の無い患者の発生(第 2 章 - 2 - (2) - イ)、若しくは動物(第 2 章 - 2 (2) イ、第 2 章 2 - (2) - イ)や蚊からウエストナイルウイルスが検出された状況(第 2 章 - 2 - (2) - イ)で対応する。

イ 国内で鳥類にウエストナイル熱の感染が確認された場合

(ア) 疫学調査の実施

健康福祉センター(保健所)は、感染症法第13条第1項、第2項及び第5項の届出または、健康増進課より同条第4項の通報を受理した場合、直ちに感染症法第15条及び第35条に基づく次の疫学調査を実施する。 《渡航歴のない者にウエストナイル熱の感染が確認された場合の対応(第2章 -(2)-イ)に同じ》

調查查対象

鳥類の飼育者、近隣住民の健康調査

調査内容

- ・法第 15 条に基づく飼育者、近隣住民の健康調査
- ・別紙健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票による調査を実施する。
- ・ 法第 35 条に基づく近隣の蚊の発生源調査

調査に基づく措置

- ・発症していた場合は、医療機関での受診を指導する。(四類感染症は、 法 17 条の健康診断の勧告対象にはならないので、注意すること) なお、家族等が蚊に刺されていても、発症していなければ受診の必要はない。
- ・法第28条に基づく近隣での蚊の駆除
- ・ 法 29 条に基づく蚊の産卵場所の消毒等

近隣の調査等で感染拡大が疑われる場合

県内で渡航歴の無い患者の発生(第 2 章 - 2 - (2) - イ)、若しくは動物(第 2 章 - 2 (2) イ、第 2 章 2 - (2) - イ) や蚊からウエストナイルウイルスが検出された状況(第 2 章 - 2 - (2) - イ)で対応する。

以下 《 ヒトへの感染事案の場合に同じ 》

- (イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化
- (ウ) 周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査

飼育場所等発生地域周辺における野鳥のウイルス保有調査。

- (I) 飼育場所周辺地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策 県の行う駆除及び蚊の発生源対策 施設等の管理者が行う駆除及び蚊の発生源対策 市町村が行う駆除及び蚊の発生源対策
- (オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化
- 3 ウエストナイル熱発生時の情報の公表(健康増進課)
- (1)公表の時期
- (2)公表の内容
 - ア 海外輸入例の場合
 - イ 国内発生例の場合 積極的疫学調査により収集した情報 . 環境調査等の情報
- 4 関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)
- 5 県民等からの相談受付体制の強化
- (1) 健康福祉センター(保健所)の体制
- (2) 県の体制
 - ア 医療機関用問い合わせ専用電話の設置。 健康増進課内に医療機関用に専門家(医師)が対応する専用電話設置
 - イ 県民からの相談専用電話の設置 県庁内に県民からの相談専用電話を設置し対応する。
 - 以上《ヒトへの感染事案の場合に同じ》

鳥	類以	以外の動物への感染事案の場合				
		目				
1	ウ	エストナイル熱の感染が疑われる動物が発生したときの対応				
(1	1)(建康福祉センター(保健所)の対応 ・・・・・・・・・・・ 43				
	ア	住民からの相談等				
	イ 獣医師、動物飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、動物病院・診療所等の関係機関から					
		感染が疑われる動物の情報提供をうけた場合				
	ウ	検査の実施				
	I	所有者、管理者またはその関係者の健康状態の確認				
	オ	急性脳症患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集				
(2)健康増進課の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	ア	動物検疫所、畜産課、自然保護課、他自治体等から感染が疑われる動物の情報提供を受け				
		た場合				
	1	健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び農林水産部畜産課への情報提供				
	ウ	健康福祉部健康福祉指導課危機対策室へ情報伝達				
	I	衛生研究所と検査の調整				
	オ	県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認				
	カ	県内死亡カラスの発生動向の確認				
	+	部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認				
	ク	厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応の確認				
(3	3)復	新生指導課の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 6				
(4	1)仮	建康福祉指導課健康危機対策室の対応 ・・・・・・・・・・・ 4 6				
	ア	第一報の受理と健康危機対策監への報告				
	ウ	ワーキンググループの開催				
	I	関係部局へ情報提供				

2 ウエストナイル熱の感染が確認された場合の対応							
	(1)検査結果の受理及び連絡(健康増進課) ・・・・・・・・・・・・ 4						
	(2)積極的疫学調査の実施(健康福祉センター((保健所)、衛生研究所、家畜保健衛生						
	ア 帰国(輸入)した動物(鳥類を除く)にウエストナイル熱の感染が確認された						
	場合						
	イ 国内の動物(鳥類を除く)にウエストナイル熱の感染が確認された場合						
	(ア) 疫学調査の実施						
	(イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化						
	(ウ) 周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査						
	(I) 飼育場所周辺地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策						
	(オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化						
3	ウエストナイル熱発生時の情報の公表 (健康増進課) ・・・・・・・・・・・・・ 49						
	(1)公表の時期						
	(2)公表の内容						
	ア 海外輸入例の場合						
	イ 国内発生例の場合						
4	関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課) ・・・・・・・・・・ 49						
5	県民等からの相談受付体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49						
	(1)健康福祉センター(保健所)の体制						
	(2)県の体制						
	ア 医療機関用問い合わせ専用電話の設置						
	イ 県民からの相談専用電話の設置						

鳥類以外の動物への感染事案の場合

- 1 ウエストナイル熱の感染が疑われる動物が発生したときの対応
- (1) 健康福祉センター(保健所)の対応

ア 住民からの相談等

家畜についての相談は家畜保健衛生所を紹介する。

一般的な相談

健康福祉センター(保健所)は別紙「ウエストナイル熱感染に関する対応フロー」により対応し、対応にあたっては「ウエストナイル熱 Q&A」を用いる。

感染が疑われる例

住民、市町村及び警察等から、動物に関する情報を受理し、聞き取り調査の結果、ウエストナイルウイルス感染が疑われ、獣医師への受診を勧めた場合は、相談者に受診時にウエストナイルウイルスの感染が疑われるため健康福祉センター(保健所)から受診を勧められたことを獣医師に伝えるよう指導するとともに。健康増進課に感染が疑われる動物の相談があったことを報告する。

イ 獣医師、動物飼育業者、輸入業者、家畜保健衛生所、動物病院・診療所等の関係機関から感染が疑われる動物の情報提供を受けた場合

動物の所有者、管理者等よりウエストナイル熱感染が疑われることの報告を受けた健康福祉センター(保健所)は、別紙健康危機(ウエストナイル熱)患者速報に、聞き取り調査の結果を記入し、速やかに健康増進課に報告する。なお、当該動物が家畜の場合は農林水産部畜産課にも情報提供するよう要請する。

当該動物の検査要請については次のとおり対応する。

ウ検査の実施

動物のウエストナイルウイルスの病原体等の検査は、衛生研究所及 び国立感染症研究所で実施するが、家畜及び畜舎の周囲の動物の検査 は農林水産部で実施する。

検査対象

国内において、患者等が発生していない状況でウエストナイルウイル ス検査を実施する患畜は、以下のいずれにも該当する患畜とする。

- ・ウエストナイル熱の流行地から帰国(入国)後2週間以内のもの
- ・獣医師が症状などによりウエストナイルウイルス感染を疑う場合
- ・他の診断によって症状の説明ができないもの

(別紙ウエストナイル熱感染に関する対応フロー参照)

なお、検査対象は農林水産部と異なっているので注意すること。

検体の採取

に該当する動物を診察した診療施設の獣医師は、最寄の健康福祉センター(保健所)健康生活支援課に患者情報を報告するとともに、ウエストナイル熱検査依頼票に必要事項を記入し検体を添えて搬送を依頼する。

なお、検体の種類については以下に記載するヒトの場合の検体を参考に 獣医師が判断するものとする。

(参考:ヒトの例)

採取する検体は、次のものとする。

- ・ウイルス分離用及びウイルス遺伝子検出用検体 急性期血液(EDTA採血:5ml) 髄液、死亡例からの脳組織のいず れか
- ・抗体測定用検体

ペア血清(5 m l)として、急性期血清(発症後5日以内)と回復期血清 (発症後14日以上)

検体の輸送

医療機関等より に関する依頼を受けた健康福祉センター(保健所)は、衛生研究所ウイルス研究室に検査依頼を行うとともに、医療機関等に赴き検体とウエストナイルウイルス検査依頼票を受領し、衛生研究所ウイルス研究室に搬入する。

輸送容器

採血管等を一次容器(試験管や採血容器をプラスチックフィルムで包み、更にプラスチックの袋に入れたもの)に入れ、2次容器(金属缶或いは、プラスチック缶に入れ一次容器が固定されるよう適当な保存法を行っ

たもの)に入れること。 (別紙検査材料の包装参照)

輸送時の保管温度

冷蔵(4 以下)または、ドライアイスで凍結すること。

- エ 所有者、管理者またはその関係者の健康状態の確認 健康福祉センター(保健所)は、別紙調査票2-1から2-5-1の内 容の調査を実施し、その結果を健康増進課へ報告する。
- オ 急性脳炎患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集 《第2章 - 1 - オの対応に同じ》

(2)健康増進課の対応

ア 動物検疫所、畜産課、自然保護課、他自治体等から、感染が疑われる動物の情報提供を受けた場合

健康増進課は、衛生指導課と連携し、当該事案発生地域を管轄する健康 福祉センター(保健所)に通報し、前記「イ 動物飼育業者、輸入業者、 家畜保健衛生所、動物病院・診療所等の関係機関から感染が疑われる動 物の情報提供を受けた場合」と同様に対応する。

イ 健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び農林水産部畜産課への 情報提供

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)等からの報告で、家畜の感染が疑われる報告を受けた場合は、農林水産部畜産課へ情報提供し、以後は関係各課で連携して対応に当たる。

ウ 健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)等から、感染が疑われる動物 についての情報を入手し、内容の確認をした場合は直ちに健康福祉指 導課健康危機対策室へ情報伝達する。

エ 衛生研究所と検査の調整

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)からの患畜検体の検査要請を受けた場合は、その内容を確認し、衛生研究所と検査の実施に係る内

容を調整し、その結果を当該健康福祉センター(保健所)に報告する。

- オ 県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認
- カ 県内死亡カラスの発生状況の確認
- キ 部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認
- ク 厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応の確認

(3) 衛生指導課の対応

ペット業者、輸入業者、獣医師、動物病院・診療所等から、感染が疑われる鳥類の情報提供を受けた場合

衛生指導課は、健康増進課と連携し、当該事案を管轄する健康福祉 センター(保健所)に通報し、前記「イ 動物飼育業者、輸入業者、家畜 保健衛生所、動物病院・診療所等の関係機関から感染が疑われる動物 の情報提供を受けた場合」と同様に対応する。

- (4)健康福祉指導課健康危機対策室の対応
 - ア 第一報の受理と健康危機対策監への報告
 - イ ワーキンググループの開催 《ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生した時の対応に同じ》
 - ウ 関係部局へ情報提供(健康福祉指導課、健康増進課、衛生指導課、畜 産課)

これまでの経過と、検査結果が陽性になった場合の対応について、関係部局へ情報提供を行う。

- 2 ウエストナイルウイルスの感染が確認された場合の対応
- (1)検査結果の受理及び連絡(健康増進課)

検査実施機関より、ウエストナイルウイルスや抗体を検出したとの報告を受けた健康増進課は、動物の所在地を管轄する健康福祉センター (保健所)に連絡するとともに対応を指示する。また厚生労働省健康 局結核感染症課に報告し、その後の対応については、国と連携を取り 対応する。

- (2)積極的疫学調査等の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所、家畜 保健衛生所)
 - ア 帰国(輸入)した動物(鳥類を除く)にウエストナイル熱の感染が確認された場合

動物検疫所や動物衛生研究所の検査によりウエストナイルウイルス や抗体が検出された情報を入手した健康増進課、健康福祉センター(保健 所)は、詳細情報の提供を関係機関に依頼する。

詳細情報に基づき動物の管理者に対し感染症法第 15 条基づく疫学調 香を実施する。

調查查対象

患畜及び患畜とともに帰国(輸入)した動物

調查内容

別紙「患者調査票」に準じ調査を実施する。

調査に基づく措置

患畜に対し動物病院等において、治療を行う。

特に法に基づく措置(消毒・駆除・物件の廃棄等)は必要としない。 また、ともに帰国(輸入)した動物に疫学調査を実施し、発症して いた場合は、管理者に治療を勧める。

調査時の消毒及び防護服等

特に、消毒及び防護服は必要としない。

(注)畜産課のマニュアルでは、家畜(馬)からウエストナイルウイルスが検出された場合は、輸入馬か国内産馬かの区別なく対応している。

また、疫学調査においても、畜舎及びその周囲についての野鳥、蚊のモニタリング及び関係者の健康調査は家畜保健衛生所が独自に実施する旨マニュアルに記載されており、実際のモニタリングの実施にあたっては、調整が必要である。

イ 国内の動物(鳥類を除く)にウエストナイル熱の感染が確認された場合

(ア) 疫学調査の実施

感染症法第 13条第 1 項の届出を受理した健康福祉センター(保健所) は、直ちに感染症法第 15 条及び 35 条に基づく次の疫学調査を実施する。

なお、周辺住民への調査に先立ち、ウエストナイル熱の説明・患者等の発生の概要・健康調査の内容、及び、蚊の防虫対策・駆除に関する説明会を実施する。

《渡航歴のない者にウエストナイル熱の感染が確認された場合の 対応に同じ》

飼育場所の周囲 300m以内を対象として、以下の項目を実施する。 調査者対象

動物の飼育者(管理者) 近隣住民

調查内容

- ・法第 15 条に基づく飼育者(管理者)近隣住民の健康調査別紙健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票による調査を実施する。
- ・ 法第 35 条に基づく近隣の蚊の発生源調査

調査に基づく措置

・ 発症者がいた場合は、医療機関での受診を指導する。(四類感染症は、法 17条の健康診断の勧告対象にはならないので、注意すること)

なお、家族等が蚊に刺されていても、発症していなければ受診の 必要はない。

- ・法第28条に基づく近隣での蚊の駆除
- ・ 法第29条に基づく蚊の産卵場所の消毒等

近隣 300mでの調査等で感染拡大が疑われる場合

県内で渡航歴の無い患者の発生(第 2 章 - 2 - (2) - イ)、若しくは動物(第 2 章 - 2 (2) イ、第 2 章 2 - (2) - イ)や蚊からウエストナイルウイルスが検出された状況(第 2 章 - 2 - (2) - イ)で対応する。

以下 《 ヒトへの感染事案の場合に同じ 》

(イ) 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化

- (ウ) 周辺における死亡カラスのウイルス保有調査 飼育場所等発生地域周辺における野鳥のウイルス保有調査。
- (I) 飼育場所近隣での蚊の駆除及び蚊の発生源対策

県の行う駆除及び蚊の発生源対策 施設等の管理者が行う駆除及び蚊の発生源対策 市町村が行う駆除及び蚊の発生源対策

- (オ) 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化
- 3 ウエストナイル熱発生時の情報の公表(健康増進課)
- (1)公表の時期
- (2)公表の内容
 - ア 海外輸入例の場合
 - イ 国内発生例の場合 積極的疫学調査により収集した情報. 環境調査等の情報
- 4 関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)
- 5 県民等からの相談受付体制の強化
 - (1) 健康福祉センター(保健所)の体制
 - (2) 県の体制
 - ア 医療機関用問い合わせ専用電話設置 健康増進課内に医療機関用に専門家(医師)が対応する専用電話設置
 - イ 県民からの相談用電話の設置 県庁内に県民からの相談専用電話を設置し対応する。
 - 以上《ヒトへの感染事案の場合に同じ》

蚊に感染が確認された場合

			日	
•	1	蚊に原	感染が確認された場合の対応	
		(4)	(株体を行う) よう。 人 (1) 株式 この みまた	
		` _		2
		ア	ILE IN A MERCAN A DESIGNATION AND AND IN	
		1 →		
		ワ	感染蚊の採取地周辺の住民の健康状態の確認	
		(2)	健康増進課の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	2
		ア	動物検疫所、畜産課、他自治体等から蚊の感染が確認されたとの報告を受けた場合	
		1	健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び農林水産部畜産課への情報提供	
		ゥ	健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達	
		エ	衛生研究所と検査内容の確認と追加調査の調整	
		オ	県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認	
		カ	県内死亡カラスの発生動向の確認	
		+	部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認	
		ク	厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応の協議	
		(3)	健康福祉指導課健康危機対策室の対応 ・・・・・・・・・・・ 5	3
		ア	第一報の受理と健康危機対策監への報告	
		1	ワーキンググループの開催	
		ゥ	関係部局へ情報提供	
2	和	責極的犯	疫学調査の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所、家畜保健衛生所)	
		(1)	畜産課との調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	4
		(2)	疫学調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	4
		ア	蚊の採取場所の周囲300m以内を対象とした調査	
		1	近隣300mでの調査等で感染拡大が疑われる場合	
		ウ	周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化	
		ェ	周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査	
		オ	周辺地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策	

カ 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化

3	ウエストナイル熱発生時の情報の公表 (健康	長増進課) ・・・・・・・・・・・・・ !	5 5					
	(1)公表の時期							
	(2)公表の内容							
	ア 海外輸入例の場合							
	イ 国内発生例の場合							
4	関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康	康増進課)	5 5					
5	県民等からの相談受付体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5 5					
	(1)健康福祉センター(保健所)の体制							
	(2)県の体制							
	ア 医療機関用問い合わせ専用電話の	の設置						
	イ 県民からの相談専用電話の設置							

蚊に感染が確認された場合

- 1 蚊に感染が確認された場合の対応
- (1) 健康福祉センター(保健所)の対応
 - ア 情報の確認及び健康増進課への通報

衛生研究所からの連絡

健康増進課より衛生研究所の検査結果成績所の FAX 送付を受けた健康福祉センター(保健所)は、採取地、採取場所等の情報を確認する。

衛生研究所以外のからの連絡

健康福祉センター(保健所)は、検査機関名、検査依頼者等情報の確認のための内容をきさり、検査成績書のコピーを入手するなどして採取地、採取場所等の情報を確認し、直ちに健康増進課へFAXで報告するとともに、電話報告する。

以下《ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生した時の対応に同じ》

- イ 急性脳炎患者及び死亡カラス等の発生状況に関する情報収集 急性脳炎患者の発生状況調査 死亡カラス等の発生状況調査
- ウ 感染蚊の採取地周辺の住民の健康状態の確認 健康福祉センター(保健所)は別紙「調査票2-1」から「2-5-1」

健康偏位センター(保健所)は別紙「調査票2‐1」から「2‐5‐1」 までについての調査を実施し、その結果を健康増進課へ報告する。

(2)健康増進課の対応

衛生研究所より蚊の検査で陽性が確認されたことの報告を受けた場合は、検査成績書を健康福祉センター(保健所)に FAX 送付するとともに、電話で送付を連絡する。

また、直ちに厚生労働省結核感染課に報告し、その後の対応については、国と連携を取り対応する。

ア 動物検疫所、畜産課、他自治体等から、蚊の感染が確認されたとの報

告を受けた場合

健康増進課は、衛生指導課と連携し、当該検査に係る情報を入手 し、採取地を管轄する健康福祉センター(保健所)に通報し、採取現場 等の情報の確認を依頼し、報告を求める。

イ 健康福祉センター(保健所)からの報告の受理及び農林水産部畜産課へ の情報提供

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)からの報告で、蚊の感染が確認された報告を受けた場合は、農林水産部畜産課へ情報提供し、 以後は関係各課で連携して対応に当たる。

ウ 健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から、蚊の感染が確認された情報を入手し、内容の確認をした場合は直ちに健康福祉指導課健康危機対策室へ情報伝達する。

エ 衛生研究所と検査内容の確認と追加調査の調整

健康増進課は、健康福祉センター(保健所)から蚊の検査結果陽性の連絡を受けた場合は、その内容を確認し、衛生研究所と確認検査の実施に係る事項を確認し、追加調査の実施方法等について調整し、その結果を当該健康福祉センター(保健所)に報告する。

- オ 県内感染症発生動向調査における脳炎患者の発生動向の確認
- カ 県内死亡カラスの発生動向の確認
- キ 部内各課、畜産課、自然保護課へ情報提供及び異常情報の有無を確認
- ク 厚生労働省健康局結核感染症課に情報を伝達し対応の協議
- (3)健康福祉指導課健康危機対策室の対応
 - ア 第一報の受理と健康危機対策監への報告
 - イ ワーキンググループの開催

《ウエストナイル熱の感染が疑われる患者が発生した時の対応に同じ》

ウ 関係部局へ情報提供

これまでの経過と、検査結果が陽性になった場合の対応について、関係部局へ情報提供を行う。

2 積極的疫学調査等の実施(健康福祉センター(保健所)、衛生研究所、家畜保 健衛生所)

(1) 畜産課との調整

畜産課では、死亡カラスまたは蚊からウエストナイルウイルスが検出された場合の疫学調査においても、畜舎内の家畜及びその周囲についての野鳥、蚊のモニタリング及び関係者の健康調査は家畜保健衛生所が独自に実施する旨マニュアルに記載されており、実際のモニタリングの実施にあたっては、調整が必要である。

(2) 疫学調査の実施

死亡カラスまたは蚊の感染が確認された情報を探知した健康福祉センター(保健所)は、直ちに感染症法第 15 条及び 35 条に基づく次の疫学調査を実施する。

なお、周辺住民への調査に先立ち、ウエストナイル熱の説明・患者等の 発生の概要・健康調査の内容、及び、蚊の防虫対策・駆除に関する説明会 を実施する。

- 以下は《渡航歴のない者にウエストナイル熱の感染が確認された場合の対応 に同じ》
 - ア 蚊の採取場所の周囲300m以内を対象とした調査

調查查対象

法第 15 条に基づく近隣住民の健康調査

調查内容

- ・別紙健康危機(ウエストナイル熱)患者調査票による調査を実施する。
- ・ 法第 35 条に基づく近隣の蚊の発生源調査

調査に基づく措置

- ・発症していた場合は、医療機関での受診を指導する。(四類感染症は、 法 17 条の健康診断の勧告対象にはならないので、注意すること) なお、家族等が蚊に刺されていても、発症していなければ受診の必要はない。
- ・法第28条に基づく近隣での蚊の駆除

- ・ 法第29条に基づく蚊の産卵場所の消毒等
- イ 近隣 300mでの調査等で感染拡大が疑われる場合 調査で新たに感染蚊が確認された場合は、該当蚊の採取地を中心とし た 300m でアの調査を実施する。

以下 《 ヒトへの感染事案の場合に同じ 》

- ウ 周辺地域の蚊のモニタリング調査の強化
- エ 周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査 周辺地域における死亡カラスのウイルス保有調査。
- オ 周辺地域での蚊の駆除及び蚊の発生源対策

県の行う駆除及び蚊の発生源対策 施設等の管理者が行う駆除及び蚊の発生源対策 市町村が行う駆除及び蚊の発生源対策

- カ 感染症法に基づく感染症発生動向調査の強化
- 3 ウエストナイル熱発生時の情報の公表(健康増進課)
 - (1)公表の時期
 - (2)公表の内容
 - ア 海外輸入例の場合
 - イ 国内発生例の場合 積極的疫学調査により収集した情報 環境調査等の情報
- 4 関係部局への情報提供(健康福祉指導課、健康増進課)
- 5 県民等からの相談受付体制の強化

健康福祉センター(保健所)の体制

県の体制

- ア 医療機関用問い合わせ専用電話の設置 健康増進課内に医療機関用に専門家(医師)が対応する専用電話設置
- イ 県民からの相談専用電話の設置 県庁内に県民からの相談専用電話を設置し対応する。

以上《ヒトへの感染事案の場合に同じ》